

蒲郡市栄養パトロール事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者が機能低下に陥る前に、家庭を訪問して食生活の改善指導等を行うことで、フレイル予防や介護予防を図ることを目的として東三河広域連合が実施する東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成30年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第4条第2号イに規定する一般介護予防事業介護予防普及啓発事業（以下「事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1項に規定する第1号被保険者とする。ただし、実施要綱第6条に規定する第1号事業の利用対象者、罹患中の疾病の管理に当たり、医療機関等での栄養指導が必要と判断される者又は現在栄養指導を受けている者を除く。

(事業の内容)

第3条 事業は、当該事業の利用者（以下「利用者」という。）に対し、食生活改善・向上を図るため、管理栄養士（以下「従事者」という。）が利用者の自宅を訪問し、栄養状態のアセスメントを行い、利用者の食生活改善・向上に必要な情報提供や指導を行うとともに、必要に応じて地域包括支援センターや医療機関につなぎ、必要な支援が受けられるよう導くものとする。

- 2 事業の利用期間は、利用者1人に対しておおむね1～2か月間で、2回を上限として実施する。
- 3 市長は、あらかじめ利用者から個人情報の取扱いに関する同意を得るものとする。

(利用の中止)

第4条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他利用が適当でないと判断されるとき。

(自己負担金)

第5条 利用者の自己負担金は、無料とする。

(衛生管理等)

第6条 従事者は、自身の清潔を保持し、及び健康状態を管理するとともに、利用者及び自身の感染症の予防のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第7条 従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第8条 従事者は、利用者に対する事業の実施により事故が発生した場合、速やかに市長に報告を行うものとし、当該利用者の家族、当該利用者を担当する地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 従事者は、事故対応の状況及び経過等について、書面により市長に報告を行うものとする。

(状況報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、従事者に対し、当該事業の実施状況について随時報告させ、実地調査を行い、必要な指示をすることができる。

(書類等の保管)

第10条 従事者は、事業を実施した活動記録（訪問記録等）や利用者の記録（基本情報、アセスメントシート等）を作成し、市長に提出するものとする。

2 市長は、従事者より提出された書類等について、5年間保存するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月3日から施行する。